

大通達甲（生）第7号
平成31年4月25日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年

本部各課・所・隊・室長
警察学校長 殿
各警察署長

警察本部長

大分っ子フレンドリーサポートセンター運営要綱の制定について（通達）

大分っ子フレンドリーサポートセンターの運営について、「大分っ子フレンドリーサポートセンター運営要綱」を別添のとおり定めたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「大分っ子フレンドリーサポートセンター運営要綱の制定について」（平成20年5月30日付け大通達甲（生）第4号）は、廃止する。

（人身安全・少年課サポートセンター係）

別添

大分っ子フレンドリーサポートセンター運営要綱

第1 趣旨

この要綱は、大分県警察の組織に関する訓令（平成6年大分県警察本部訓令甲第8号）第2条に定める大分っ子フレンドリーサポートセンター（以下「サポートセンター」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 任務

サポートセンターは、少年の非行防止を図り、その健全育成に資するため、次の事務を行うものとする。

- (1) 少年相談の受理及びその処理に関すること。
- (2) 非行問題等を抱える少年又は被害少年及び当該少年の保護者等（少年の親権者又はこれに代わるべき者をいう。以下同じ。）に対して、継続的かつ専門的な助言、指導又は支援を行う活動（以下「サポート活動」という。）に関すること。
- (3) 街頭補導に関すること。
- (4) 広報及び啓発に関すること。
- (5) 少年警察ボランティアとの連絡・調整に関すること。
- (6) その他少年の非行防止及び健全育成に関すること。

第3 組織

1 大分っ子フレンドリーサポートセンター長

- (1) サポートセンターに大分っ子フレンドリーサポートセンター長（以下「サポートセンター長」という。）を置き、生活安全部人身安全・少年課次席をもって充てる。
- (2) サポートセンター長は、生活安全部人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）の命を受け、次に掲げる事務を行うものとする。
 - ア 前記第2に掲げる事務の管理及び指揮に関すること。
 - イ サポートセンターの本部サポートセンター、県北サポートセンター及び県西サポートセンター（以下「支部センター」という。）相互の連絡調整に関すること。
 - ウ 関係機関・団体との連絡調整に関すること。
 - エ サポートセンターに所属する職員（以下「センター員」という。）の研修に関すること。

2 支部センター長

- (1) 本部サポートセンターに本部サポートセンター長を、県北サポートセンターに県北サポートセンター長を、県西サポートセンターに県西サポートセンター

長を置き、それぞれ警部の階級にある警察官又は少年補導職員をもって充てる。

- (2) 本部サポートセンター長、県北サポートセンター長及び県西サポートセンター長は、サポートセンター長の命を受け、前記第2に掲げる事務を行うほか、各支部センターに係る事務の管理及び関係機関・団体との連絡調整を図るものとする。

3 その他のセンター員

- (1) 前記1及び2に定めるもののほか、サポートセンターに必要な職員を置き、生活安全部人身安全・少年課に所属する少年補導職員及び警察官のうちから人身安全・少年課長が指定するものとする。この場合において、県北サポートセンター及び県西サポートセンターに置く職員の指定に当たっては、あらかじめ、当該センターが設置された警察署（以下「設置警察署」という。）の警察署長（以下「設置警察署長」という。）の意見を聴かなければならない。
- (2) 前記(1)の規定によりサポートセンターに置かれた職員は、各支部センターの長の命を受け、前記第2に掲げる事務を行うものとする。

4 サポーター、大学生サポーター及びサポートアドバイザー

- (1) 前記1から3までに定めるもののほか、サポートセンターに、警察本部長が委嘱するサポーター及びサポートアドバイザー並びに人身安全・少年課長が委嘱する大学生サポーターを置く。
- (2) サポーター、大学生サポーター及びサポートアドバイザーの運用に関し必要な事項は、別に定める。

第4 活動区域

1 支部センターの活動区域は、次に掲げる区域とする。

- (1) 本部サポートセンター 県北サポートセンター及び県西サポートセンターの活動区域を除く県下全域
- (2) 県北サポートセンター 豊後高田警察署、宇佐警察署及び中津警察署の管轄区域
- (3) 県西サポートセンター 玖珠警察署及び日田警察署の管轄区域

2 県北サポートセンター長及び県西サポートセンター長は、その活動区域において、設置警察署の管轄区域外で活動をする必要がある場合は、設置警察署長にその旨を報告するものとする。

第5 活動に当たっての留意事項

- 1 サポート活動は、保護者等の同意の下で行うものとする。
- 2 センター員は、サポート活動に関する調査、活動方針及び結果について、人身安全・少年課長（県北サポートセンター及び県西サポートセンターにあつては人身安全・少年課長及び設置警察署長）に報告するものとする。

3 センター員は、活動区域内のサポーター及び大学生サポーターと常に連絡を取り、情報の交換をするものとする。

4 センター員は、その活動を行うに当たっては、関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意しなければならない。

第6 人身安全・少年課長の責務

人身安全・少年課長は、サポートセンターの適正な運用を図るとともに、関係機関・団体との連携並びにサポート活動に必要な知識及び技能の向上を図るように努めなければならない。

第7 警察署長の責務

1 設置警察署長は、設置されたサポートセンターの適正な運用を図るとともに、関係機関・団体との連携に努めなければならない。

2 設置警察署以外の警察署長は、あらゆる機会を通じて、サポートセンター及びその活動の周知を図るとともに、サポート活動が必要と認められる少年の発見に努めなければならない。

第8 相互協力

1 人身安全・少年課長及び設置警察署長は、サポートセンターの運用に関し、相互に協力しなければならない。

2 人身安全・少年課長は、サポートセンターの業務を通じて知り得た情報で他部門に属する内容又は当該部門に通報することが必要であると認めたときは、当該事務を担当する部署に通報するものとする。

3 警察署長は、管内における少年警察活動を通じてサポート活動が必要と認められる少年を発見した場合は、人身安全・少年課長に通報するものとする。

また、少年警察活動の過程で保護者等に接する機会があった場合において、当該保護者等がサポートセンターの利用を希望するときは、サポートセンターに連絡するとともに、保護者等がセンター員に面談できるように配慮するものとする。

第9 委任

この要綱に定めるもののほか、サポートセンターの活動に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月25日から施行する。